

1 対象施設の概要について

(1) 鳥取県東部環境クリーンセンター

鳥取県東部環境クリーンセンターは、平成9年4月に供用開始し、不燃ごみの資源回収施設と最終処分場を管理運営している施設です。うち、維持管理の一部を（公財）鳥取県東部環境管理公社に管理委託しています。

また、この施設内には、リサイクル啓発施設である「リファーレンいなば」も設置しています。管理運営は（公財）鳥取県東部環境管理公社を指定管理者として指定し、行っています。指定期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間としています。

※資源回収施設…集められた不燃物を機械選別や手選別で、鉄、アルミ、ガラス、プラスチック、ペットボトル、白色トレイなどに分別し再資源化する施設



鳥取県東部環境クリーンセンター（手前側はリファーレンいなば）



最終処分場

<施設概要>

所在地	鳥取市伏野 2 2 2 0 番地	
供用開始	平成 9 年 4 月	
施設内容	<資源回収施設> 鳥取県東部環境クリーンセンター 処理能力80t/日 ・資源ごみ：33t/日 ・プラスチックごみ：17t/日 ・大型ごみ：20t/日 ・小型ごみ：10t/日 ペットボトル等リサイクルセンター ・食品トレイ(白色)：0.65t/日 ・ペットボトル：3.6t/日	<最終処分場> ・埋立容量：486,000m ³ ・埋立面積：約3.5ha ・埋立年数：34年(計画変更) ・埋立地タイプ 準好気管理型最終処分場

※プラスチックごみの処理について

それまで、最終処分場に埋め立て処分していたプラスチックごみを平成17年4月から再資源化を行っています。

具体的にはプラスチックごみは中間処理(手選別、圧縮・梱包)を因幡環境整備(株)へ委託し、容器包装リサイクル法に基づく分別基準適合物については、(公財)日本容器包装リサイクル協会(以下「協会」という。)に引き渡し、再商品化しています。

また、分別基準に適合しないプラスチックについては、ペレットやRPF(Refuse Paper & Plastic Fuel)の材料となっています。

※ガラスびんの処理について

資源ごみとして集められたガラスびんは、「無色ガラス」と「茶色ガラス」に分けられ、再商品化するため、容器包装リサイクル法に基づく分別基準適合物として平成21年度から協会に引き渡しています。

加えて同年協会が要求している品質・純度を確保するためガラス選別ラインの改造補修を行ったことにより、従前は埋立処理を行っていた「その他ガラス」も品質・純度を確保することができたため、平成22年度から協会に引き渡し、再商品化を行っています。

※小型家電の処理について

平成28年度から環境クリーンセンターに搬入された大型資源ごみ(長さが50cm以上の不燃物)に含まれている小型家電(電化製品)を回収し、再資源化を行っています。

また、平成29年度からはノート・デスクトップ型を問わず50cm未満の家庭系パソコンを小型破碎ごみとしてステーション回収し、環境クリーンセンターで回収を行った後、小型家電ルートで再資源化を図っています。

※最終処分場の埋立容量について

施設の供用開始時は、埋立年数を15年間(平成23年度まで)と見込んでいましたが、ごみの減量化及びプラスチックごみの再資源化等による埋立量の減少により、改めて埋立可能年数を試算したところ、34年間(平成42年度まで)の埋め立てが可能であると想定されます。

リファーレンいなば（リサイクル啓発施設）

<施設概要>

所在地	鳥取市伏野 2 2 2 0 番地(環境クリーンセンター内)
供用開始	平成 9 年 4 月
施設内容	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル研修（研修室、大小会議室） ・リサイクル体験（工作室、工房、ファクトリー） ・リサイクル情報（ホームページ、広報誌） ・再生品の提供（展示コーナー）

(2) 因幡霊場

因幡霊場は、平成 1 0 年 4 月に開設した火葬場です。本施設の運営は、平成 1 8 年度から指定管理者制度を導入し、現在は（公財）鳥取県東部環境管理公社を指定管理者として指定し、管理運営を行っています。指定期間は、平成 2 6 年度から平成 3 0 年度までの 5 年間としています。



因幡霊場

<施設概要>

所在地	鳥取市八坂 3 9 2 番地 7
供用開始	平成 1 0 年 4 月
敷地面積	2 1, 0 0 0 m ²
建築構造	鉄筋コンクリート 2 階・一部鉄骨造
主要設備	火葬炉 7 基／動物炉 1 基／告別室 2 室／収骨室 2 室／ 待合室 7 室（和室 4、洋室 3）／喫茶・売店
火葬件数	H24 3,687件、H25 3,870件、H26 3,946件 H27 3,974件、H28 4,005件

(3) 白兔グラウンド・ゴルフ場

白兔グラウンド・ゴルフ場は、埋め立てが完了した旧末恒不燃物処分場の跡地利用を目的として平成12年8月にオープンしたグラウンド・ゴルフ場です。

本施設の運営は、平成18年度から指定管理者制度を導入し、現在は（公財）鳥取県東部環境管理公社を指定管理者として指定し、管理運営を行っています。指定期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間としています。



白兔グラウンド・ゴルフ場

<施設概要>

所在地	鳥取市伏野（旧末恒不燃物処分場跡地）
供用開始	平成12年8月
敷地面積	28,000㎡
施設内容	・3コース（24ホール） ・多目的広場 ・管理棟 ・休憩棟（平成24年3月設置） ・駐車場100台
利用者数	H24 33,949人、H25 30,483人、H26 31,482人 H27 31,552人、H28 31,033人

（社）日本グラウンド・ゴルフ協会「認定コース証」交付（平成12年3月）

2 処理手数料等の現状について

(1) 一般廃棄物（不燃ごみ）の処理手数料

一般廃棄物（不燃ごみ）の処理手数料とは、住民の方が環境クリーンセンターに直接不燃ごみを持込まれたときに徴収する料金です。

①料金改定の経過（別紙参照）

不燃物の処理原価は、維持管理費並びに償還元金及び償還利子から構成されています。

平成17年度の審議会でごみの減量化及びプラスチックごみの再資源化等による埋め立て量の減少により、鳥取県東部環境クリーンセンター（資源回収施設/最終処分場）の供用期間を15年間から25年間に延長することが可能との判断から、単年度の1t当たりの処理原価の減額が見込まれたため、維持管理費に加えて償還元金及び償還利子も100%算入とすることとしました。

②現行料金

区分	H27～
処理手数料	370円/10kg

○料金設定の考え方

区分	金額	算出方法
維持管理費	403,678千円	H27～29年度見込額の平均
償還元金	145,134千円	25年償還
償還利子	50,705千円	25年償還
有価物売払収入	▲58,984千円	H25年度実績の80% 73,730千円×0.8=58,984千円
計	540,533千円	

※搬入量 14,428 t = H27～29年度までの推計値の平均

$$540,533千円 \div 14,428t \doteq 37.4千円/t \doteq \boxed{374円/10kg}$$

※上記結果に基づき、10kgあたりの料金は370円となりました。

③現状

区 分	金 額	算 出 方 法
維持管理費	406,453千円	H27～28年度実績額の平均
償還元金	145,134千円	25年償還
償還利子	50,705千円	25年償還
小計	602,292千円	
有価物売払収入	▲59,472千円	H27～28年度実績の平均
再商品合理化抛出品	▲7,524千円	
小計	▲66,996千円	
※ 合計	535,296千円	

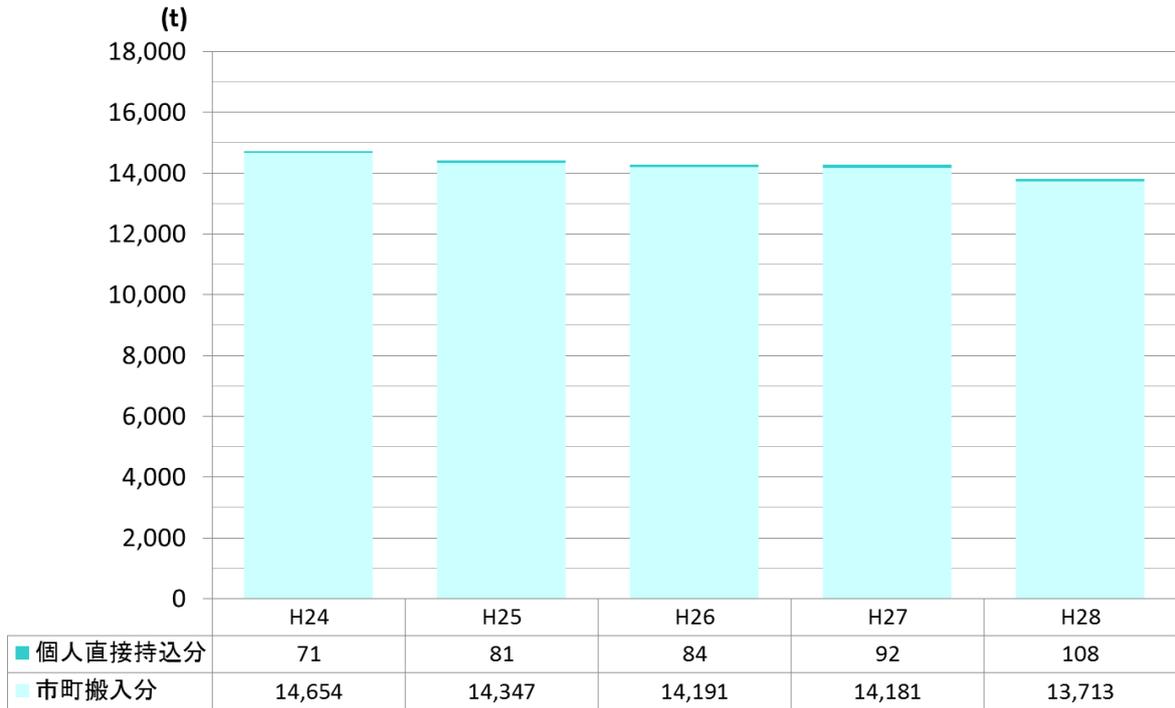
搬入量 14,047t = H27～28年度実績の平均

$$535,296千円 \div 14,047t \div 38.1千円/t \div \boxed{381円/10kg}$$

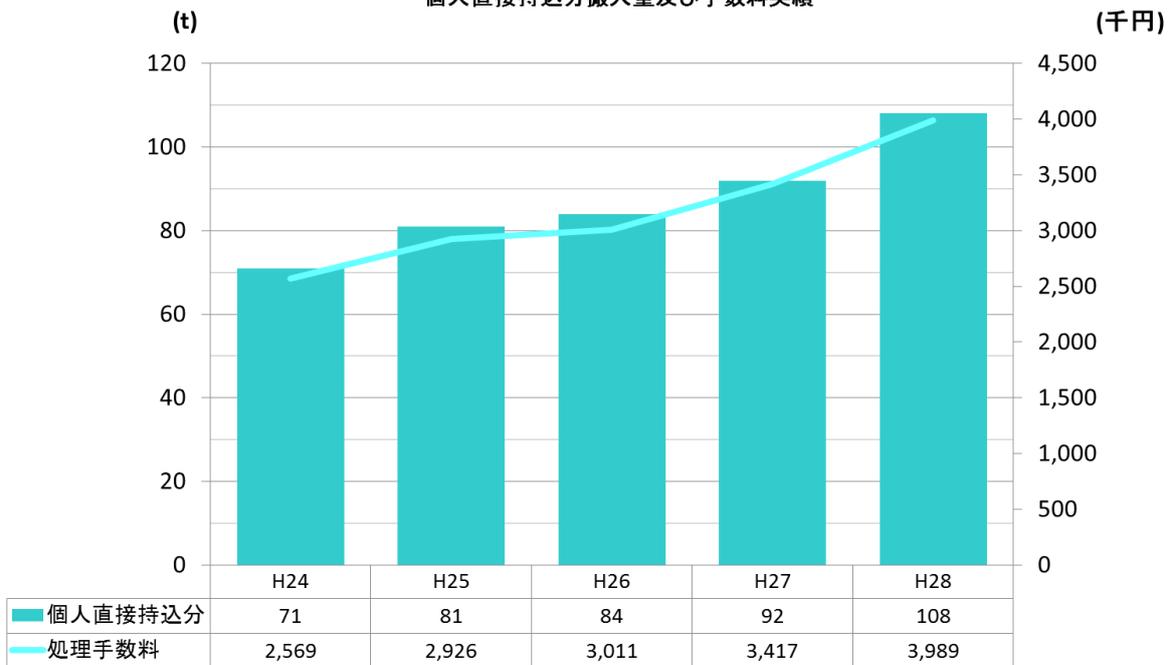
④参考＜財源内訳＞

区 分	金 額	構成比率
市町負担金	510,057千円	84.7%
有価物売払収入	59,472千円	9.9%
再商品合理化抛出品	7,524千円	1.2%
<u>不燃物処理手数料</u>	<u>3,703千円</u>	<u>0.6%</u>
その他 (前年度繰越金等)	21,536千円	3.6%
計	602,292千円	100.0%

環境クリーンセンター搬入量実績



個人直接持込分搬入量及び手数料実績



(2) 因幡霊場の利用料金

①料金改定の経過（別紙参照）

因幡霊場は、人生の過程で必ず必要となる施設であり、住民にとって代替となる施設もなく、極めて公共性が高い施設であることから、施設経費の一部を公費負担してきたところです。

平成20年度の審議会では、利用者数に比例しない施設整備費（償還元金及び償還利子）は公費負担とし、利用者数に比例して増減する維持管理費については、その一部を利用者負担とする考え方に基づいて答申がなされました。

具体的には、東部広域の構成市町（智頭町を除く。以下「加入市町」という。）の住民が利用する場合、維持管理費の全額負担を前提としつつ、従前の負担額は維持管理費の70%相当額であったことから、激変緩和等を考慮し、負担率を80%相当とするというものでした。加入市町以外の住民については、維持管理費並びに償還元金及び償還利子の全額を負担していただくこととしました。

また、平成26年度の審議会で、試算を行ったところ、加入市町の住民に係る利用料金は現行より一部増額となり、加入市町以外の住民に係る利用料金は現行と同様になりましたが、景気の状態、消費税増税などを理由に加入市町の住民の利用料金は据え置くこととしました。ただし、人体の一部及び畜類については税法上課税対象となるため、応分の引き上げを行いました。

②現行料金

区分	単位	H27～		
		加入市町の住民	加入市町外の住民	
人 体	大人	1体につき	25,000円	61,000円
	小人	1件につき	16,000円	39,000円
	死胎	1胎につき	16,000円	39,000円
	改葬	1件につき	16,000円	39,000円
人体の一部等	1件につき	19,440円	48,600円	
畜類	1頭につき	19,440円	48,600円	

○料金設定の考え方

区分	金額	算出方法	原価/件
維持管理費	114,683千円	H27～H29年度見込額の平均	33,720円
償還元金	80,793千円	25年償還	23,756円
償還利子	10,488千円	25年償還	3,084円
計	205,964千円		60,560円

※火葬件数 3,401件 = H21～25年度実績の平均 × 賦課割合係数

※賦課割合係数 … 大人1.0に対して小人、死胎、改葬は0.65、汚物、畜類は0.75で算定

総原価 61,000円	維持管理費の原価	: 33,000円
加入市町住民負担額(維持管理費の80%)	: ※	26,000円(大人)
加入市町外住民負担額(総原価の100%)	: 61,000円(大人)	

※維持管理費の80%は26,000円でありましたが、景気等様々な状況を考慮し、料金は据え置き(25,000円)となりました。

③現状

区 分	金 額	算 出 方 法	原価/件
維持管理費	122,054千円	H27~28年度実績額の平均	33,745円
償還元金	80,793千円	25年償還	22,337円
償還利子	10,488千円	25年償還	2,900円
計	213,335千円		58,982円

※火葬件数 3,617件 = 平成27~28年度実績の平均 × 賦課割合係数

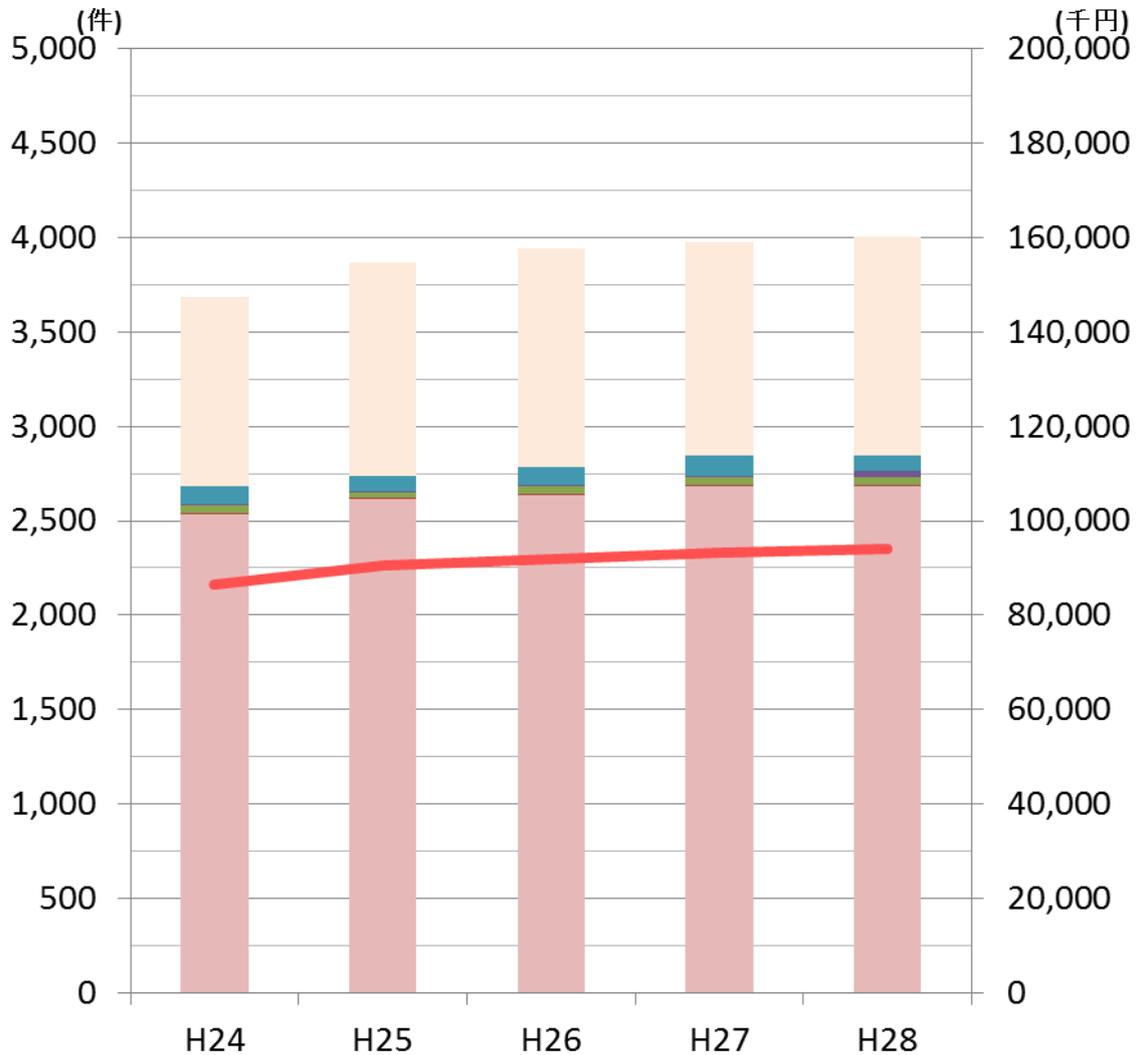
総原価 59,000円	維持管理費の原価	: 33,000円
加入市町住民負担額(維持管理費の80%)	: 26,000円(大人)	
加入市町外住民負担額(総原価の100%)	: 58,000円(大人)	

④参考<財源内訳>

区 分	金 額	構成比率
市町負担金	119,402千円	56.0%
利用料金収入	93,633千円	43.9%
その他 (積立金取崩)	300千円	0.1%
計	213,335千円	100.0%

因幡霊場火葬及び利用料金収入の状況

大人 小人 死胎 改葬 人体の一部等 畜類 利用料金収入



(単位: 件)

区分	H24	H25	H26	H27	H28
大人	2,534	2,614	2,636	2,682	2,683
小人	6	5	5	8	4
死胎	39	29	41	42	41
改葬	11	10	7	5	35
人体の一部等	91	82	96	106	80
畜類	1,006	1,130	1,161	1,131	1,162
計	3,687	3,870	3,946	3,974	4,005

(単位: 千円)

区分	H24	H25	H26	H27	H28
利用料金収入	86,535	90,561	91,828	93,251	94,014

因幡霊場火葬及び利用料金収入の状況

<平成24年度>

	大人	小人	死胎	改葬	人体の一部等	畜類	合計
鳥取市	2,002	5	36	9	85	903	3,040
岩美町	201	0	2	1	1	35	240
若桜町	76	0	0	0	0	14	90
八頭町	208	1	1	1	4	50	265
小計	2,487	6	39	11	90	1,002	3,635
智頭町	4	0	0	0	0	1	5
員外	43	0	0	0	1	3	47
小計	47	0	0	0	1	4	52
合計	2,534	6	39	11	91	1,006	3,687
火葬場利用料金						86,534,550円	

<平成25年度>

	大人	小人	死胎	改葬	人体の一部等	畜類	合計
鳥取市	2,079	5	25	4	73	1,002	3,188
岩美町	177	0	1	6	4	46	234
若桜町	72	0	0	0	0	11	83
八頭町	246	0	0	0	5	63	314
小計	2,574	5	26	10	82	1,122	3,819
智頭町	6	0	0	0	0	6	12
員外	34	0	3	0	0	2	39
小計	40	0	3	0	0	8	51
合計	2,614	5	29	10	82	1,130	3,870
火葬場利用料金						90,560,600円	

<平成26年度>

	大人	小人	死胎	改葬	人体の一部等	畜類	合計
鳥取市	2,085	4	33	5	92	1,005	3,224
岩美町	165	0	2	0	1	52	220
若桜町	84	0	0	0	0	18	102
八頭町	267	1	4	2	3	81	358
小計	2,601	5	39	7	96	1,156	3,904
智頭町	6	0	1	0	0	1	8
員外	29	0	1	0	0	4	34
小計	35	0	2	0	0	5	42
合計	2,636	5	41	7	96	1,161	3,946
火葬場利用料金						91,828,050円	

<平成27年度>

	大人	小人	死胎	改葬	人体の一部等	畜類	合計
鳥取市	2,147	6	38	4	104	992	3,291
岩美町	165	1	1	1	0	54	222
若桜町	80	0	1	0	0	9	90
八頭町	260	0	1	0	2	68	331
小計	2,652	7	41	5	106	1,123	3,934
智頭町	2	0	0	0	0	4	6
員外	28	1	1	0	0	4	34
小計	30	1	1	0	0	8	40
合計	2,682	8	42	5	106	1,131	3,974
火葬場利用料金						93,250,560円	

<平成28年度>

	大人	小人	死胎	改葬	人体の一部等	畜類	合計
鳥取市	2,127	4	32	28	75	1,001	3,267
岩美町	187	0	4	5	3	45	244
若桜町	80	0	1	0	0	11	92
八頭町	253	0	1	2	1	100	357
小計	2,647	4	38	35	79	1,157	3,960
智頭町	5	0	0	0	0	2	7
員外	31	0	3	0	1	3	38
小計	36	0	3	0	1	5	45
合計	2,683	4	41	35	80	1,162	4,005
火葬場利用料金						94,014,440円	

(3) 白兔グラウンド・ゴルフ場の利用料金

①料金改定の経過（別紙参照）

白兔グラウンド・ゴルフ場は、旧末恒不燃物処分場（最終処分場）の跡地を有効に利用することを目的に、地元住民等で構成する跡地利用検討委員会からの要望等も踏まえ設置した施設であり、営利目的の施設ではありません。

また、年間約3万人の利用客の大半を占める高齢者等住民の健康増進施設としての位置付けとしているため、利用料金の一部を公費で負担することが必要であるとの考えのもと、当時（平成11年頃）、県内唯一のグラウンド・ゴルフ場であった「潮風の丘とまり」（湯梨浜町）の料金を参考にして、条例料金を設定しました。

また、施設の運営を平成12年8月から（財）鳥取県東部環境管理公社に委託することに伴い、同年3月に鳥取県グラウンド・ゴルフ協会及び鳥取県東部市町村グラウンド・ゴルフ協会と意見交換を行い、現在までの利用料金区分（個人・団体・障害者等の減免等）を採用してきました。

平成26年度の審議会では最終処分場跡地の再利用を図るとともに、高齢者の生きがいや健康増進の一翼を担う施設であり、多くの人に利用してもらうことが必要であること及び近隣の施設とのバランスも考慮し、条例料金を据え置くこととしました。

②現行料金

区 分		東部広域条例	指定管理者
個人	子ども	300円	200円
	大人	500円	400円
団体	子ども	240円	150円
	大人	400円	350円
多目的広場		1,000円	1,000円
用 具		100円	100円

※指定管理者の団体料金については、東部圏域住民の団体(20人以上)に適用

○料金設定の考え方

区 分	金 額	算 出 方 法
人件費	10,334千円	人件費等維持管理費 H27～29年度見込額の平均
光熱水費	1,089千円	
委託料	1,286千円	
芝管理費	2,365千円	
その他	5,741千円	
計	20,815千円	

※利用者数 24,117人 = H21～25年度実績の平均×賦課割合係数

※賦課割合係数 ・個人大人1.0に対して個人子ども0.5、団体大人0.875、団体子ども0.375で算定

$$20,815千円 \div 24,117人 \approx 863円/人 = \boxed{863円/人}$$

※試算結果は863円でしたが、条例料金は据え置きとなりました。

③現状

区 分	金 額	算 出 方 法
人件費	10,267千円	人件費等維持管理費 H27～28年度実績額の平均
光熱水費	731千円	
委託料	1,441千円	
芝管理費	2,148千円	
その他	5,887千円	
計	20,474千円	

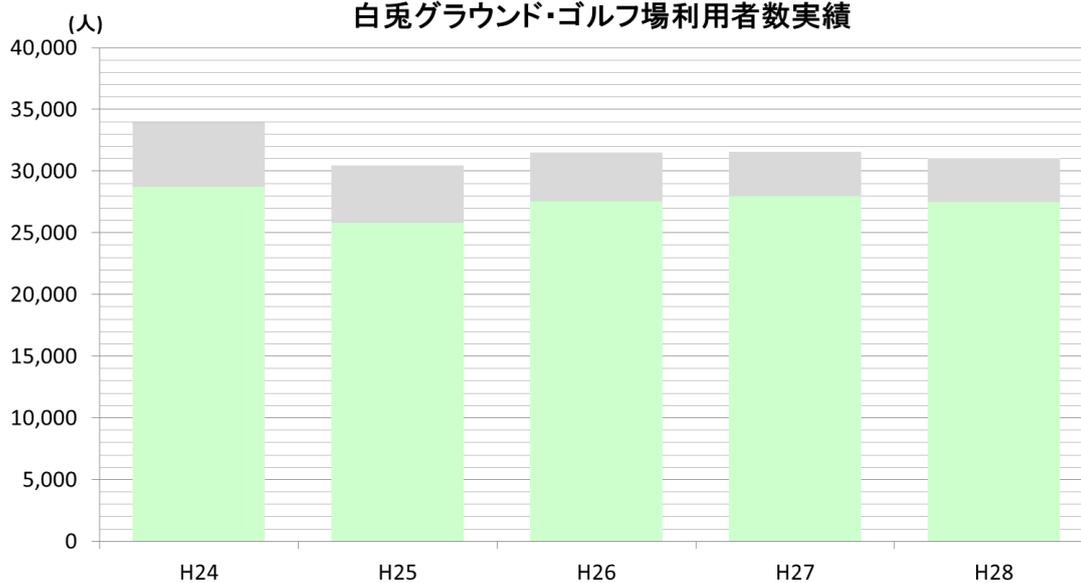
※利用者数 21,409人 = 平成27～28年度実績の平均 × 賦課割合係数

$$20,474千円 \div 21,409人 \approx 956円/人(個人大人) \quad \boxed{956円/人}$$

④参考<財源内訳>

区 分	金 額	構成比率
市町負担金	9,262千円	45.2%
<u>利用料金収入</u>	<u>11,212千円</u>	<u>54.8%</u>
計	20,474千円	100.0%

白兔グラウンド・ゴルフ場利用者数実績



(単位:人)

区分	H24	H25	H26	H27	H28
東部5市町	28,697	25,821	27,569	27,959	27,498
その他	5,252	4,662	3,913	3,593	3,535
計	33,949	30,483	31,482	31,552	31,033

白兔グラウンド・ゴルフ場利用料金収入実績

